

松本市EVカーシェアリング事業に関する契約

公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

松本市 環境・地域エネルギー課

1 事業趣旨

松本市は、2050ゼロカーボンシティを表明するとともに、温室効果ガス排出量を2030年度までに51%削減（2013年度比）することを目標としている。その具体的な取組みの一つとして、ハイブリッド車に比べても温室効果ガス排出量が少ない電気自動車（EV）の普及促進を重点施策として位置付けている。

EVの普及促進においては、市が率先してEVを導入・活用する姿勢を市域全体に示すとともに、市民にとってEVがより身近に利用できる仕組みが必要であることから、松本市役所本庁舎敷地内にEVを2台導入し、平日日中は公用車、平日夜間と休日は地域住民や観光客等が利用可能とする、カーシェアリング事業を実施する。

公用車としてだけでなく、地域住民や観光客等が利用可能なEVを整備することで、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、EVに対する理解を促進し、EV導入の加速化を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

松本市EVカーシェアリング事業に関する契約

(2) 事業内容

別紙1「松本市EVカーシェアリング事業に関する契約 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

3 契約限度額

22,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) 参加表明書の提出者において、自家用自動車有償貸渡業許可を取得している、もしくは令和6年11月30日までに取得見込みであること。

- (8) 一括再委託は原則不可とする。ただし、参加者において全ての業務履行が不可能である場合、協力事業者（共同事業者）に業務の一部を下請けすることは許容する。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

参加表明書は、電子データ（PDF形式）で提出すること。なお、原本については別途持参もしくは郵送にて送付することとし、受理については電子データの提出をもって行う。

(2) 提出先

松本市環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課（東庁舎4階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3268（直通）

電子メールアドレス：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

(3) 受付期間

ア 電子データ

令和6年7月1日（月）から令和6年7月12日（金）午後5時まで

イ 原本

令和6年7月1日（月）から令和6年7月17日（水）午後5時まで

(4) 提出書類（※松本市入札参加資格を有する者は、ウ～クの提出を省略可）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

ケ 自家用自動車有償貸渡業の許可書の写し

※既に取得している場合

6 現地説明会

以下要領にて現地説明会を実施する。なお、本プロポーザルにおいては事業実施場所についての具体的な提案を求めることから、極力参加すること。

(1) 日時

令和6年7月8日（月）午後1時30分から午後3時00分まで（予定）

(2) 場所

松本市役所本庁舎1階 市長応接室（予定）

(3) 実施内容

ア 事業概要の説明

イ 事業実施場所等の確認

(4) 参加方法

令和6年7月5日（金）午後5時までに、5（2）に記載の電子メールアドレス宛に以下項目を記載した電子メールを送付すること。

- ア 電子メール送信者の所属及び氏名
- イ 当日参加する者全ての所属及び氏名

7 実施要領の内容に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法

質疑については、質問書（様式第3号）に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず確認の電話を行うこと。電話及び来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質疑は受け付けない。

イ 提出先

5（2）に同じ

ウ 質疑受付期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月9日（火）午後5時まで

(2) 質疑の回答

質疑に対する回答は、令和6年7月11日（木）までに、参加表明書を提出しているすべての者に対して行い、併せて松本市ホームページに当該回答内容を公表する。

8 技術提案書等の作成要領

参加者は、次の(1)ア～エに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

(1) 技術提案書等

ア 技術提案書（表紙）（様式第4号）

イ 事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案（様式任意）

ウ 提案見積書（様式任意）

エ 業務協力予定書（共同提案を予定している場合のみ）（様式第5号）

オ 業務実績書（様式第6号）

カ 上記書類の電子データ（PDF形式）を入れたCD等の媒体

(2) 事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案に記載を求める事項

ア 別紙1「松本市EVカーシェアリング事業に関する契約仕様書」に掲げる事業内容を遂行するための具体的な手法

イ 事業工程及び事業実施方針

ウ 事業実施場所

エ 導入車両に施すラッピング案

オ EV充電に関するエネルギーマネジメント機能を有するシステムの概要

(3) 作成に係る留意事項

ア 用紙サイズは、日本工業規格A4判とする。

イ 文字サイズは、10ポイント以上とする。

ウ 事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案は、極力、簡潔にまとめること。

エ 提案見積書は、本実施要領及び別紙1「松本市EVカーシェアリング事業に関する

契約仕様書」に定める業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載する。

(4) 技術提案書等の提出

ア 技術提案書等の提出は、持参又は郵送（書留郵便により期限までに必着のこと。）とする。

イ 提出部数

(ア) (1) ア～オ 6部

(イ) (1) カ 1部

ウ 提出先

5(2)に同じ

エ 受付期間

令和6年7月16日（火）から令和6年8月2日（金）午後5時まで

9 審査方法（選定手順）

(1) 手順

プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は5者程度を上限に行う。ただし、参加者が5者を大きく超えた場合は、参加者の事業実績等を勘案しながらプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者を選定する予備審査を行うこととする。

(2) 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、庁内関係職員により組織する審査委員会で行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 実施日時

令和6年8月8日（木） 13:30（予定）

(2) 実施場所

松本市役所 東庁舎4階 第2委員会室（予定）

(3) 実施内容

ア 技術提案書の内容についての説明を出席者が行い、その後審査委員から質問をする。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて30分以内とし、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

ウ ヒアリング順は、技術提案書等の受付順とする。

(4) 利用できる機材

ア プロジェクター（事務局にて準備する。）

イ パソコン

(ア) プレゼンテーションの内容のデータ（パワーポイント）をヒアリング審査の前々日までにメールまたはCDにて提出すること。

(イ) プレゼンテーションを行うためのパソコンの持ち込みは、原則不可とし、プレゼンテーションは、事務局が準備したパソコンを用いること。

(ウ) 上記以外については、必要に応じて持ち込みを可とする。

(5) その他

- ア 日時、場所等の詳細については、別途、参加者に通知する。
- イ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

11 選定

「松本市EVカーシェアリング事業に関する契約 公募型プロポーザル」

(1) 審査項目

別紙2のとおり

(2) 審査方法

- ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。
- イ 技術評価点は、審査委員ごとに参加者の得点を計算し、全審査委員の合計得点とする。
- ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。
(選考委員の人数×10) × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格)
- エ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、同得点者が生じた場合は、A評価が最も多い者を上位とする。

(3) 失格

技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 選考委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合
- オ 提案見積額が契約限度額を超えた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、技術提案書提出者全員へ書面により通知する。

12 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 その他

- (1) 提出された書類等の返却は行わない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (4) 参加者名及び契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 技術提案等の作成、提出並びにヒアリング審査に要する費用については、参加者負担

とする。

- (6) 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- (7) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合には、当該参加者の了解が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (8) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

14 スケジュール（予定）

- (1) 実施公告
令和6年 7月 1日（月）
- (2) 参加表明書受付期間
令和6年 7月 1日（月）から令和6年 7月12日（金）午後5時まで
- (3) 現地説明会
令和6年 7月 8日（月） 午後1時30分から午後3時00分まで（予定）
- (4) 質疑受付期間
令和6年 7月 1日（月）から令和6年 7月 9日（火）午後5時まで
- (5) 質疑回答
令和6年 7月11日（木）
- (6) 技術提案書受付期間
令和6年 7月16日（火）から令和6年 8月 2日（金）午後5時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和6年 8月 8日（木）（予定）
- (8) 選定結果通知
令和6年8月中旬頃
- (9) 契約
令和6年8月下旬頃（予定）